区内でのイベント出演・技術指導を希望するアーティストの皆様へ

公益財団法人 荒川区芸術文化振興財団

アーティストバンク・アーティスト派遣のご案内について

当財団では荒川区でのイベント出演等を希望するアーティストを登録する「アーティストバンク」(以下、「バンク」)とバンクに登録しているアーティストがイベントに出演した際の謝礼の一部または全部をイベントの主催者に補助する「アーティスト派遣」(以下、「派遣」)という制度を設けています。

下記に制度の概要をご案内しますので、ぜひバンクへの登録をご検討くださいますようお願いします。

記

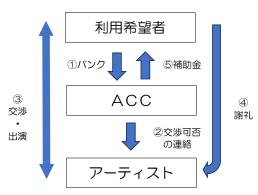
【バンクについて】

区内でのイベント出演・技術指導を希望するアーティストの人材情報をACCホームページで公開します。

【派遣について】

- ●利用希望者はバンクのアーティスト情報を閲覧して、 ACCに出演依頼をします。
- ●出演依頼を受けたACCは、アーティスト本人の 了承を前提に利用希望者へ連絡先を提示します。 なお、利用希望者からアーティストの指名がない場合 は、ジャンル等の要望を聞き取り、ACCがバンクの 登録者から選択のうえ出演を依頼し利用希望者に繋げ ます。
- ●利用希望者とアーティストで出演条件が合意できた場合、ACCは謝礼の一部または全部をアーティストを派遣する事業の補助金として、限度額の範囲で利用希望者に支出します。

派遣のイメージ図



なお、謝礼がACC補助金を上回る場合、差額は利用希望者が負担します。 (謝礼に係る源泉徴収事務は利用希望者対応)

●補助額はアーティスト1人につき1派遣1万円(アーティストがグループ等で複数の場合、1派遣の限度額は5万円)です。

【事業活用のメリット】

- ●ACCが利用希望者に出演謝礼に係る補助金を支出することで、利用希望者の費用負担が軽減するため、イベントへのアーティスト出演検討の機会増加が期待できます。
- ●この方法を区内の各種イベント主催者に周知することで、様々な出演機会の創出が期待できます。

●出演要請をするイベント主催者は最初にACCを通じてアーティストへ意向確認をするので、住所・電話番号・メールアドレス等の個人情報は公開せず保護することができます。

【バンクへの登録要件】

「公益財団法人荒川区芸術文化振興財団アーティストバンク取扱基準」より引用。

(アーティストの登録資格)

第2条 次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 個人又は団体の構成員のうち、少なくとも1人以上が区内在住・在勤者、若しくは区内で活動していて、演奏、歌唱、舞踊、演劇、書画等に関する芸術文化等の特技学識を持ち、出張出演・指導等ができること。
- (2) 財団が実施する事業や後援等を行う事業との関わりのある個人又は団体であること。
- (3) その他理事長が適当と認めた個人又は団体。
- 2 次の各号に該当する場合は、登録対象外とする。
- (1) 18歳未満の者。(ただし、保護者の同意があるものを除く)
- (2) 政治又は宗教的目的をもって活動しようとする者。
- (3) 暴力団及びこれに準ずる団体が関わっていると認められる者。
- (4) 財団及び他のアーティストの品位を傷つける恐れのある者。
- (5) その他、アーティストバンク登録者として不適格と財団が認める者。

【担当・お問い合わせ先】 (公財) 荒川区芸術文化振興財団 文化事業係長 Tel 03-3802-7111